

令和8年度 社会教育主事講習（資格付与講習）実施要項

国立大学法人 鳴門教育大学

1 目 的

本講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するのに必要な専門的知識・技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2 主 催 文部科学省

3 実施機関 国立大学法人 鳴門教育大学

4 開催時期 令和8年7月24日（金）～令和8年8月9日（日）
※予備日 令和8年8月10日（月）

5 主 会 場 鳴門教育大学 地域共創棟 2階 教授スキル演習室
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地
※オンライン・オンデマンド配信期間中は、自宅や勤務先等で受講すること。

6 開設科目及び単位数 社会教育主事講習等規程第3条の規定に基づき、4科目8単位を開設する。

7 講習科目名、単位数及び講師等 別表1のとおり

8 募集人員 40人
※定員を上回る申請があった場合は、実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

9 日 程 別表2のとおり

10 受講資格 社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者（注1）
- (2) 教育職員の普通免許状を有する者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第2項各号（第3号及び第8号を除く。）のいずれかに該当する者（注2）
- (4) 2年以上社会教育法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注3）
- (5) 4年以上社会教育法第9条の4第2号に規定する職にあつた者（注4）
- (6) その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者（注5）

※詳細は別紙の（注1）から（注5）を確認してください。

11 受講申込の方法

- (1) 受講申込者は、下記の書類を整え、6月1日(月)(当日消印有効)までに、居住地の都道府県教育委員会に提出すること。
- ①受講申込書(様式1)
 - ②受講資格を証明する関係書類
卒業・修了証明書(卒業又は修了証書の写し可)、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書(様式2)等
 - ③履歴書(様式3)
 - ④受講承認書(様式4)(所属長の受講承認書)
 - ⑤推薦状(様式5)(所属自治体から推薦状の交付を受けた者)
 - ⑥単位修得認定申請書(様式6)(科目代替の認定を希望する者。詳細は、「13科目代替について」を参照のこと。)
 - ⑦単位修得証明書(様式7)(科目代替の認定を希望する者)
 - ⑧分割受講証明書(様式8)(過去に分割で講習科目を受講した者)
 - ⑨返信用封筒[角形2号(33.3cm×24.1cm)]に、自己の宛先(住所、氏名、郵便番号)を記入の上、270円分の切手を貼付のこと。

(注)卒業又は修了証書の写し、教育職員の普通免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

- (2) 都道府県教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査の上、とりまとめ受講申込者一覧表を添えて、6月12日(金)までに必着するよう提出すること。

提出先：〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
鳴門教育大学 企画戦略部 地域共創課 教育連携企画係
社会教育主事講習担当

12 分割受講について

年度内及び年度を越えての分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

- (1)「生涯学習概論 2単位」
- (2)「生涯学習支援論 2単位」
- (3)「社会教育経営論 2単位」
- (4)「社会教育演習 2単位」

ただし、社会教育演習を分割受講しようとする者にあつては、当該講習をもって、社会教育主事の資格を取得する場合に限る。

なお、講習内容の体系的な理解・修得のため、原則として全科目の一括履修が望ましい。
また、分割受講の際は、上記の(1)から(4)の順序で履修することが望ましい。

13 科目代替について

次の(1)又は(2)に掲げるものについては、「生涯学習概論 2単位」の単位修得に代替することができる。

- (1)放送大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位
 - (2)大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位
- ※代替を認める科目は、省令科目「生涯学習概論」

14 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

- (注1)受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から除外することがある。
(注2)受講許可書は、7月上旬に本人あてに発送するとともに、都道府県教育委員会にも受講許可者名を通知する。

15 受講者の集合日時及び場所等

本講習は、受講者が学びやすい環境を整えるために、集合について次のように設定している。

日付	対面受講者	オンライン受講者
7月19日(日)	9:00～ オンライン・オンデマンド接続テスト	全受講者がZoomで接続
7月24日(金)	8:00～ 受付開始 8:30～ Wi-Fi 接続確認 本学地域共創棟2階教授スキル演習室 9:00～ 開講式 及びオリエンテーション	8:30～ オンライン接続開始可 9:00～ 開講式 及びオリエンテーション
7月25日(土) 7月26日(日)	9:00～ 講義開始	対面型・集合型でも受講可 8:30～ オンライン接続開始可
7月30日(木)	10:40～ 講義開始 この日からは、できるだけ多くの方の対面参加を想定	10:10～ オンライン接続開始可
7月31日(金)	9:00～ 講義開始	8:30～ オンライン接続開始可
8月1日(土)	9:00～ 講義開始	オンラインなし
8月2日(日)	9:00～ 講義開始 ※ 2時限(10:30～)のみ オンライン講義を主会場で受講。	
8月3日(月) 8月4日(火)	17:30～ オンライン接続開始可。後日オンデマンド配信あり。	
8月6日(木)	9:00～ 講義開始	3時限～5時限 12:30～ オンライン接続開始可
8月7日(金)	9:00～ 講義開始	対面型・集合型でも受講可 8:30～ オンライン接続開始可
8月8日(土) 8月9日(日)	9:00～ 講義開始	オンラインなし

※ 講習期間中の交通手段、駐車場等については、受講許可書送付時に通知する。

16 受講に要する経費・注意事項

受講料は徴収しない。ただし、受講に要する経費(教材・資料費、交通費、食費、宿泊費、写真代等)は、受講者の負担とする。

17 オンライン等講習について

(1) 実施方法および受講環境

本講習は、対面、オンライン及びオンデマンド配信を組み合わせ実施する。

オンライン講習においては、オンライン会議システム(Zoom)を使用するため、受講にあたっては、各自、カメラ及びマイクの機能を備えたパソコン等の端末(注1)を準備することが必要である。また、自宅や勤務先等において、長時間安定して利用可能なインターネット通信環境(注2)を確保するとともに、受講に必要なアプリケーションへの接続及び基本的な操作を各自で行えることが必要である。

(注1)Zoom画面上で資料提示を行うため、画面の小さいタブレットやスマートフォンでの受講は避けること。

(注2)長時間の接続を要するため、有線LANに接続したパソコンでの受講を推奨する。

Wi-Fiを利用する場合は、長時間安定した接続が可能な通信環境であること。

なお、オンライン等講習の実施にあたり、接続テスト日(7月19日9:00～)を設け、受講者の支援を行う。

また、対面を含む講習期間中は、大学構内の無線LANを利用するための利用者IDを発行する。オンライン及びオンデマンド配信形式の講義には、本学の学習管理システム(Moodle)及びWeb

会議システム (Zoom) を使用する。講義資料の配布及びレポート等の提出については、講義の実施方法に応じて、Moodle の機能を活用して行う。

(2) 機器および通信費の負担

オンライン等講習受講に必要な機器や通信費等は、受講者の負担とする。オンライン講習及びオンデマンド講習ではデータ通信量が多くなるため、通信量に制限のない安定したネットワーク環境を推奨する。

タブレットやスマートフォン等によるモバイル通信は、契約内容によっては通信料が高額となる可能性があるため、推奨しない。

(3) オンライン等講習に関する連絡

講習に係るミーティング ID、パスワードの通知方法等、オンライン講習及びオンデマンド講習に関する詳細については、別途受講者に通知する。

(4) 電子メールによる連絡

講習に関する連絡および資料送付には電子メールを使用する。このため、受講申込書には、日常的に使用しているメールアドレス (パソコンで添付ファイルを受信可能なもの) を記入すること。

◇オンライン配信形式の講義

本学があらかじめ指定する Zoom の URL に、指定された開始時刻までに入室し、講師が配信するオンライン講義に参加する。開始までに、本学の Moodle(e-Learning を支援する目的で運用される学習管理システム (LMS) の一種) にアップロードしている資料等を確認しておく。また講義後には、Moodle を通して周知された課題を作成の上、提出する。

→ 課題については、5 行程度の感想等を記入する。

→ まとめレポートを記述する。

※単位認定の為の出席は五分之四を原則とする。

◇オンデマンド配信形式の講義

本学の Moodle へアップロードしている動画を、指定の期間中 (期間中は 24 時間視聴可能) に視聴し、課題を作成の上、提出する。

18 ノートパソコンの必携について

Web 掲載の資料提示や課題提出等、講義でパソコンを使用するため、個人用ノートパソコン等を必携とする。ノートパソコンの要件は以下のとおり。講義には、要件を満たすノートパソコン等を用意すること。

ソフトウェア等要件

- 1) OS は、Windows または macOS のいずれかで、サポート有効期限内であること。
- 2) Word, Excel 等のアプリケーションソフトが使用可能であること。
- 3) ウイルス対策ソフトウェアをインストールし、稼働していること。

ハードウェア要件

- 1) Wi-Fi 接続ができること。
(※講習期間中は、大学構内の無線 LAN の利用者 ID を発行する。)
- 2) キーボード機能を備えること。
- 3) バッテリー駆動時間は 8 時間程度が望ましい。

19 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故やけがに備え、各自で傷害保険に加入することを推奨する。なお、保険加入にかかる費用は受講者本人の負担とする。

20 宿泊について

宿泊の斡旋は行わない。本学より自動車で10分程度の場所にビジネスホテルが複数あるが、夏季の繁忙期である為に早めの予約を推奨する。

21 個人情報の取扱について

受講申込により提出された書類に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、受講申込書類等に不備等があった場合の連絡、受講許可書の送付及び受講期間中の事務連絡等、受講にかかる事務処理のために利用する。

22 その他

本講習に関する問い合わせ先は、次のとおり

- 鳴門教育大学 企画戦略部 地域共創課 教育連携企画係
社会教育主事講習担当
(TEL : 088-687-6101 平日 8:30~17:15)
(E-mail : koushin@naruto-u.ac.jp)

- 徳島県教育委員会 生涯学習課 社会教育推進担当
(TEL : 088-621-3145, 3146 FAX : 088-621-2884)

<別紙>

(注1) 旧大学令(大正7年勅令第388号)、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)若しくは旧教員養成諸学校官制(昭和21年勅令第208号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者とみなす。

(注2)

- 1) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条の2(同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定により大学に編入することができるもの
- 2) 専門職大学の前期課程を修了した者
- 3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの
- 4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 6) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(注3)

- ① 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育に関係のある職は次のとおりとする。
 - 1) 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 2) 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。以下同じ。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司の職
 - 4) 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第8条第1項に規定する普及指導員の職
 - 5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める社会福祉主事の職
 - 6) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第35条第1項に規定する勤労者家庭支援施設指導員の職
 - 7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 8) 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 9) 図書館法(昭和25年法律第118号)第4条に規定する司書の職
 - 10) 博物館法(昭和26年法律第285号)第4条第4項に規定する学芸員の職
 - 11) 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者(常時勤務する者に限る。)の職
 - 12) その他官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職であって、社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣が①の1)から①の11)までに規定する職と同等以上と認めた職
- ② 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

- 1) 国立教育政策研究所，大学共同利用機関法人，独立行政法人国立特別支援教育総合研究所，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立文化財機構，独立行政法人科学技術振興機構，国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構，独立行政法人日本スポーツ振興センター，独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 2) 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 3) 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 4) 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 5) 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 6) 独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する国民等の協力活動
- 7) その他官公署，学校，社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係る事業における業務であつて，社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に関し文部科学大臣が②の 1) から②の 6) までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注 4) 社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- 1) 学校教育法第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の学長，校長（園長を含む。），副校長（副園長を含む。），副学長，学部長，教授，准教授，助教，助手，講師（常時勤務する者に限る。），教頭，主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。），指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭，実習助手，寄宿舎指導員，事務職員（常時勤務する者に限り，単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 7 条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい，同法第 6 条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- 2) 学校教育法第 124 条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- 3) 少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する少年院又は児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- 4) その他教育に関する職であつて，文部科学大臣が 1) から 3) までに規定する職と同等以上と認めた職

(注 5) 社会教育主事講習等規程（昭和 26 年法文省令第 12 号）第 2 条第 6 号の規定に基づき，文部科学大臣の認める者は，次のとおりとする。

- 1) 2 年以上児童福祉法第 12 条の 2 第 1 項に規定する児童相談所の所長，所員，又は同条第 4 項に規定する児童相談所の職員であつた者で，同法第 13 条第 3 項の各号に規定する児童福祉司の資格要件のいずれかに該当する者
- 2) 2 年以上次の業務に従事した者
 - ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉士の業務
 - ・社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士の業務
 - ・精神保健福祉法（平成 9 年法律第 131 条）第 2 条に規定する精神保健福祉士の業務
- 3) 2 年以上，地域おこし協力隊等の地域振興に関する業務として，社会教育関係業務に従事した者
- 4) 4 年以上児童福祉法第 18 条の 4 に規定する保育士の業務に従事した者
- 5) その他文部科学大臣が 1) から 4) までに掲げる者と同等以上と認めた資格を有する者

(別表1)

令和8年度社会教育主事講習 講習科目名 単位数及び講師等

科目名	単位数	時間数	内容・テーマ	実施方法	講師予定者の職・氏名
生涯学習概論 30時間	2	2	1 生涯学習の意義	集合 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二
		2	2 生涯学習社会と家庭教育	対面 (オンライン併用)	鳴門教育大学准教授 木村 直子
		2	3 生涯学習の理念	集合 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二
		2	4 生涯学習社会と学校教育	集合 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二
		2	5 国内外の社会教育の歴史	集合 (オンライン併用)	東海大学特任講師 大村 隆史
		2	6 社会教育行政の役割	集合 (オンライン併用)	東海大学特任講師 大村 隆史
		2	7 ウェルビーイングと社会教育	対面 (オンライン併用)	鳴門教育大学准教授 木村 直子
		2	8 社会教育の内容・方法・形態(1)	集合 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二
		2	9 社会教育の内容・方法・形態(2)	集合 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二
		2	10 社会教育主事・社会教育士の役割	集合 (オンライン併用)	文教大学准教授 青山 鉄兵
		2	11 社会教育関係団体と指導者	集合 (オンライン併用)	文教大学准教授 青山 鉄兵
		2	12 人権尊重と社会教育	対面 (オンライン併用)	鳴門教育大学准教授 眞野 豊
		2	13 生涯学習振興の最新動向	オンデマンド	文部科学省担当官
		2	14 社会教育の基本法令・施策(1)	対面 (オンライン併用)	徳島県社会教育委員会委員長 馬場 祐次朗
		2	15 社会教育の基本法令・施策(2)	対面 (オンライン併用)	徳島県社会教育委員会委員長 馬場 祐次朗
生涯学習支援論 30時間	2	2	1 学習支援の原理	集合 (オンライン併用)	岡山大学教授 熊谷 慎之輔
		2	2 学習支援に関するワークショップ型研修	対面	鳴門教育大学准教授 森北 直樹
		2	3 社会教育組織やイベント運営に関するICT活用ワークショップ	対面	鳴門教育大学准教授 竹口 幸志
		2	4 幼児の行動特性と関わり方ワークショップ	対面	鳴門教育大学教授 湯地 宏樹
		2	5 学習者の特性と学習支援	オンライン (オンデマンド併用)	岡山大学教授 熊谷 慎之輔
		2	6 学習者理解と支援者の役割	オンライン (オンデマンド併用)	岡山大学教授 熊谷 慎之輔
		2	7 社会教育の場における特別支援	オンデマンド	鳴門教育大学准教授 岩岸 伸浩
		2	8 グローバル化の中で求められる社会教育	対面 (オンデマンド併用)	鳴門教育大学教授 石坂 広樹
		2	9 イベント時の安全管理とカウンセリングワークショップ	対面 (オンデマンド併用)	鳴門教育大学准教授 垂髪 あかり
		2	10 学習支援の方法と形態	対面 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二
		2	11 学習支援方法としてのワークショップ	対面 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二
		2	12 ワークショップの運営とファシリテーション	対面 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二
		2	13 ワークショップの実際とファシリテーション1	対面 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二
		2	14 ワークショップの実際とファシリテーション2	対面 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二
		2	15 ワークショップの実際とファシリテーション3	対面 (オンライン併用)	大分大学教授 清國 祐二

(別表1)

令和8年度社会教育主事講習 講習科目名 単位数及び講師等

科目名	単位数	時間数	内容・テーマ	実施方法	講師予定者の職・氏名
社会教育経営論 30時間	2	2	1 地域課題の把握・分析と社会教育	対面 (オンライン併用)	鳴門教育大学教授 葛上 秀文
		2	2 地域の課題解決と社会教育	対面 (オンライン併用)	鳴門教育大学准教授 大林 正史
		2	3 社会教育経営を学ぶ意義	オンデマンド	大分大学教授 清國 祐二
		2	4 地方創生・地域人材の育成	オンデマンド	大分大学教授 清國 祐二
		2	5 生涯学習・社会教育施策の諸動向 (徳島県)	対面 (オンデマンド併用)	徳島県教育委員会 生涯学習課
		2	6 地方創生と社会教育行政	対面 (オンデマンド併用)	神山まるごと高専発起人/アドバイザー・NPO法人グリーンバレー元理事長 大南 信也
		2	7 社会教育施設と経営(1)	対面 (オンデマンド併用)	徳島県教育委員会 生涯学習課 豊田 聖司 鳴門市川東公民館長 勘川 昌宏
		2	8 社会教育施設と経営(2)	対面 (オンデマンド併用)	前徳島県立博物館企画担当 課長補佐 植地 岳彦 美馬市立図書館長 梶浦 真子
		2	9 社団法人等と連携・協働した社会教育	対面 (オンライン併用)	一般社団法人 うみのこてらす代表 川邊 笑
		2	10 社会教育施設と防災・危機管理(1)	対面 (オンライン併用)	鳴門教育大学客員教授 阪根 健二
		2	11 社会教育施設と防災・危機管理(2)	対面 (オンライン併用)	鳴門教育大学客員教授 阪根 健二
		2	12 社会教育計画の策定と評価(1)	対面	東海大学特任講師 大村 隆史
		2	13 社会教育計画の策定と評価(2)	対面	東海大学特任講師 大村 隆史
		2	14 社会教育事業における評価の意義と方法 (1)	対面	東海大学特任講師 大村 隆史
		2	15 社会教育事業における評価の意義と方法 (2)	対面	東海大学特任講師 大村 隆史
社会教育演習 30時間	2	2	社会教育演習(1)ー自身の地域における生涯学習の課題について考えるー	対面 (オンライン併用)	鳴門教育大学准教授 田中 義人
		2	社会教育演習(2)ーこれからの生涯学習の意義を考えるー	対面	鳴門教育大学准教授 田中 義人
		2	社会教育演習(3)ーこれからの生涯学習を推進する組織のあり方について考えるー	対面	鳴門教育大学准教授 田中 義人
		2	社会教育演習(4)ーこれからの生涯学習における学習支援のあり方について考えるー	対面 (オンライン併用)	鳴門教育大学准教授 田中 義人
		2	社会教育演習(5)ー自治体や地域の課題等に対応する社会教育主事の活躍について1ー	対面 (オンライン併用)	鳴門教育大学准教授 田中 義人
		2	社会教育演習(6)ー自治体や地域の課題等に対応する社会教育主事の活躍について2ー	対面	鳴門教育大学准教授 田中 義人
		2	社会教育演習(7)ー地域課題等に対応する社会教育主事や社会教育士の活動から学ぶー	対面	鳴門教育大学准教授 田中 義人 社会教育士 赤松 梨江子 社会教育士 三島 健一
		2	社会教育演習(8)ー地域活性化等に関する具体的なプランの作成ー	対面	鳴門教育大学准教授 田中 義人 社会教育士 赤松 梨江子 社会教育士 三島 健一
		2	社会教育演習(9)ーメディアに取り上げられるプレスリリースづくりー	対面	鳴門教育大学准教授 田中 義人 徳島新聞社 記者
		2	社会教育演習(10)ー地域活性化等に関する具体的なプランの予算を考えるー	対面	鳴門教育大学准教授 田中 義人
		4	社会教育演習(11・12)ー生涯学習・地域活性化プランの作成1ー	対面	鳴門教育大学准教授 田中 義人
		4	社会教育演習(13・14)ー生涯学習・地域活性化プランの作成2ー	対面	鳴門教育大学准教授 田中 義人
		2	社会教育演習(15)ー最終成果発表会ー	対面	鳴門教育大学准教授 田中 義人 徳島新聞社 記者

令和8年度 社会教育主事講習（資格付与講習）日程

（別表2）

学習形態	1時限 (9:00～10:30)	2時限 (10:40～12:10)	3時限 (13:00～14:30)	4時限 (14:40～16:10)	5時限 (16:20～17:50)	生涯学習概論	生涯学習支援論	社会教育経営論	社会教育演習	
7月19日（日）	オンライン・オンデマンドテスト									
ハイブリッド	7月24日（金） 開講式・オリエンテーション 社会教育主事講習について（田中）	生涯学習の意義 （清國①）	生涯学習と家庭教育 （木村①）	生涯学習の理念 （清國②）	生涯学習と学校教育 （清國③）	4			1	
7月25日（土）	地域課題の把握・分析と社会教育 （葛上）	地域の課題解決と社会教育 （大林）	国内外の社会教育の歴史 （大村①）	社会教育行政の役割 （大村②）	ウェルビーイングと社会教育 （木村②）	3		2		
7月26日（日）	社会教育の内容・方法・形態（1） （清國④）	社会教育の内容・方法・形態（2） （清國⑤）	社会教育主事・社会教育士の役割 （青山①）	社会教育関係団体と指導者 （青山②）	人権尊重と社会教育 （眞野）	5				
オンデマンド	7月27日（月）～29日（水） オンデマンド 生涯学習振興の最新動向 （文科省）	オンデマンド 社会教育経営を学ぶ意義 （清國⑥）	オンデマンド 地方創生・地域人材の育成 （清國⑦）			1		2		
ハイブリッド	7月30日（木）	生涯学習・社会教育施策の諸動向（徳島県） （県教委生涯学習課）	地方創生と社会教育行政 （神山まるごと高専発起人・大南）	社会教育施設と経営（1） （県教委生涯学習課・豊田） （鳴門市川東公民館長・勘川）	社会教育施設と経営（2） （県立博物館・植地） （美馬市立図書館長・梶浦）				4	
7月31日（金）	社会教育の基本法令・施策（1） （馬場①）	社会教育の基本法令・施策（2） （馬場②）	社団法人やNPOとの連携・協働 （うみのこてらす川邊）	社会教育施設と防災・危機管理（1） （阪根①）	防災・危機管理（2） （阪根②）	2		3		
対面	8月1日（土） 社会教育計画の策定と評価（1） （大村③）	社会教育計画の策定と評価（2） （大村④）	事業評価の意義と方法（1） （大村⑤）	事業評価の意義と方法（2） （大村⑥）	私と社会教育（出会いの会） （田中）			4	1	
8月2日（日）	経営論まとめとディスカッション （田中）	学習支援の原理（熊谷①） ※オンライン講義を主会場で受講	学習支援に関するWS型研修 （森北）	社教組織や運営の場のICT活用WS （竹口）	幼児の行動特性と関わり方WS （湯地）		4		1	
オンライン+オンデマンド	8月3日（月）～5日（水） 8/3 18:00～オンライン 学習者の特性と学習支援（熊谷②）	8/4 18:00～オンライン 学習者理解と支援者の役割（熊谷③）	社会教育の場における特別支援 （岩寄）				3			
ハイブリッド	8月6日（木） グローバル化の中で求められる社会教育 （石坂）	イベント時の安全管理とカウンセリングWS （垂髪）	学習支援の方法と形態 （清國⑧）	学習支援方法としてのWS （清國⑨）	WS運営とファシリテーション （清國⑩）		5			
8月7日（金）	WSの実際とFT 1 （清國⑩）	WSの実際とFT 2 （清國⑩）	WSの実際とFT 3 （清國⑩）	支援論まとめとディスカッション （田中）	社会教育演習1（田中）		3		2	
対面	8月8日（土） 社会教育演習2（田中）	社会教育演習3（田中）（教育士）	社会教育演習4（田中）（教育士）	社会教育演習5（田中）	社会教育演習6（田中）				5	
8月9日（日） 社会教育演習7（田中）	社会教育演習8（田中）	社会教育演習9（田中）	社会教育演習10（田中）	社会教育演習10（田中）	社会教育演習（旅立ちの会）				5	
8月10日（月）	非常変災時の予備日									
	集合+オンライン	対面+オンデマンド	オンライン+オンデマンド	対面+オンライン	対面	オンデマンド	15	15	15	15
	Zoom配信授業を大学で学びます。大学での参加が叶わない方は家庭等でオンラインで学びます。	大学での授業に参加を求めますが、叶わない方のために授業動画を翌日までにアップします。	家庭等でオンラインで学びますが、叶わない方のために授業動画を翌日までにアップします。	大学での授業に対面もしくはオンラインで参加します。（動画アップは行いません）	大学での授業に対面で参加します。	期間内に、アップされた授業動画から自己学習を進めます。				